

## 三田市人権施策基本方針(改定案)に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方

### 1 実施概要及び結果

(1) 実施期間 令和7年2月26日(水)～3月27日(木)

(2) 閲覧方法

①市ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」に掲載

②市役所(1階:市民情報ひろば、4階:人権共生推進課)、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター、各市民センターで閲覧可能

(3) 意見の提出方法

・意見書(任意様式)に住所、名前、電話番号を記入し、持参、郵送、ファクス、電子メール、インターネットのいずれかで提出

(4) 意見 5名(41件)

### 2 意見の概要と市の考え方

①【改定案を修正するもの】 . . . . . 1件

②【参考意見等】 . . . . . 40件

#### ①ご意見を参考に記述を一部修正します。

No	ページ	意見の概要	修正ページ	市の考え方
9. その他の人権課題【HIV感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等】				
1	21	8行目。HIVやハンセン病等の感染症の患者・回復者等が……。ハンセン病の患者は今、日本で毎年数名発病していて、すぐ回復されているので、この表現だとハンセン病に患者が今もおられるように感じる。HIVの記述とハンセン病の記述は分けた表現をした方がいいのではないか？	21	「感染症等を理由とした偏見や差別が生じないように、感染症等に対する正しい認識と理解を深めていく必要があります」と修正します。

②人権施策推進の参考とさせていただきます。

No	ページ	意見の概要	市の考え方
総論			
1		<p>(1) 三田市人権施策基本方針(改定案)【以下、「改定案」】は、24ページの長文であるので、閲覧やネットを印刷して意見を述べることは不可能で、パブリックコメントを募集するなら市民に「改定案」を配布してからすべきです。殆ど全ての市民がパブリックコメントをできません。「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」【以下、「人権共生条例」】) 制定も改定理由の一つとしてされていますが、その第8条(「市は、まちづくりを進めるにあたり、一人一人の多様性に合わせて、誰一人取り残さない視点をもって」)に完全に違反しています。</p> <p>また、閲覧してパブリックコメントを求める方法は、目に障害のある方への点字の「改定案」も用意されていない等、これらも「人権共生条例」の第8条違反です。憲法の第14条「平等権」や民主主義の観点からも憲法に反しています。上位法に違反するこのような改定のやり方には反対です。「誰一人取り残さない視点」を踏まえたパブリックコメントの方法でやり直すことを求めます。</p>	<p>この度のパブリックコメントは、改定案を人権共生推進課及び市民センターなどの公共施設窓口に備え付けるとともに市のホームページに掲載し、意見を募集しました。ご指摘の点について、点字の改定案は作成していませんが、市のホームページにて紙資料やPDFファイルが利用しにくい場合はご相談くださいとご案内を実施しました。障害のある人への市情報の提供については現在ユニバーサル広報などの取り組みを進めており、今後より一層の推進を図っていきたいと考えております。</p>
2		<p>(2) 「改定案」には、これまで三田市が実施してきた人権施策の総括がありません。総括をして、こういう点で改めるといった内容がありません。そして「改定案」には、三田市人権施策基本方針と言いながら三田市が具体的に市民の人権を保障する施策が全くなく、市民の「意識」ばかり問題にする内容になっています。「改定案」は、三田市人権啓発・教育施策基本方針であり内容が間違っていますし、これにしても、憲法第19条「思想及び良心の自由」の侵害です。市民の人権を侵害する「改定案」は撤回すべきです。</p> <p>このような誤りの原因は、人権共生社会推進委員会の委員や三田市の担当部局が、憲法の人権概念(考え方)を理解していないからです。「改定案」を全面撤回し、憲法の人権概念(「公権力(国や自治体等)が国民の人権を侵害しない」「基本的人権の保障とそれを具体化する施策の実施」)に従い、三田市が市民の人権を保障し、拡充する施策を具体的に述べ、市民に協力を求める内容に変更すべきです。</p>	<p>この改定案は、人権侵害のない社会をつくり、全ての人が自分らしく生きることができる共生社会の実現を目的とし、条例に基づき市の方針を明確にしたものであり、内容の変更や撤回する考えはありません。</p>

3	<p>(3) 他市の「意識調査」の約2.5倍の費用(約175万円)の税金を使って実施を強行した「三田市人権と共生社会に関する意識調査」(以下、「意識調査」)結果(3000人対象で有効回答者数1420名、47.3%)が全く反映されていない。すなわち、「問4 あなたは、過去に自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか」の結果、「ある」18.0%、「ない」51.9%、「わからない」23.3%、無回答6.8%であり、「ある」と答えた人(256名)に対して、「その他」を含め17項目(項目には公権力による人権侵害を除外している問題もあるが)をあげて、複数回答可能で時期と内容を問うています。直近(1~4年)では、17項目の中で割合の多い順に5項目をあげてみますと、「職場でのいじめ、暴力、パワーハラスメント」12.5%、「あらぬうわさや悪口による、名誉・信用などの侵害」8.2%、「ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者やパートナーからの暴力・暴言など)」7.4%、「ラインやツイッターなどのインターネットによる人権侵害」5.1%、「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」と「性差による不当な扱いや言動」がともに4.7%となります。</p> <p>ところが、下記のように「改定案」の「第2章 主な人権課題の現状と方向性」のトップにあげています「部落差別」について言えば、「意識調査」結果では、「部落差別に関する不当な扱いや言動」は0.8%で13位です。「感じた」だけの不正確な調査であっても、市民の状況が全く反映されていません。このような点からも「改定案」は、机上の空論であり、撤回して、新しく作成すべきです。</p>	No.2の回答のとおり、この改定案は、全ての人々が自分らしく生きることができる共生社会の実現を目的として、条例に基づき市の方針を明確にしたものであります。ご意見にありますように意識調査の結果を踏まえ、今後取り組みを進めていきたいと考えています。
1.理念について		
4	<p>1 理念の副題(?)「~全ての人々が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる共生社会をめざして~」は、既述のように憲法の人権概念から誤りで全面的な書き換えが必要です。</p> <p>「三田市は、市民の人権を侵害せず、保障し拡充する施策を行い、民主社会の実現をめざします」と変更すべきです。そして、その趣旨に沿って、全文を削除する必要があります。</p> <p>例えば、「令和3年12月に制定しました『人権共生条例』は、市民の実態を反映していないし、憲法と地方自治法違反の内容ですので、廃止します。」と修正すべきです。また、現状を</p>	この改定案は、人権侵害のない社会をつくり、全ての人々が自分らしく生きることができる共生社会の実現を目的とし、市の方針を明確にしたものであり、憲法等に反するものではなく、書き換えする考えはありません。

		考えますと、「三田市民病院と済生会病院の統廃合計画は、市民の健康と命を危うくすることですし、憲法第25条「生活・福祉・公衆衛生の向上」に反しますので、撤回します。」等の内容も当然入れるべきです。	
2. 制定の背景について			
5	2	<p>「(1) 人権確立をめざして始まった同和行政」は、同和行政と同和教育の歴史を偽造していますし、三田市の同和行政の誤りの反省を述べていませんので、全面的な書き換えが必要です。ここにあげられている「婚約破棄結婚差別事件」のきっかけ論とした三田市の同和行政の誤りの反省を踏まえ、一例として次のように書き換えます。</p> <p>1969年に同和対策特別措置法が施行されました。その第一条「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」(対象地域)に沿って、具体的な同和施策を三田市は進めれば良かったですが、『婚約破棄結婚差別事件』を契機にして、1千万円を超える運動資金を部落解放同盟(以下、「解同」)に提供する等の不公正・乱脈な同和行政に陥り、市民から大きな批判を浴びるとともに、部落問題解決に障害をつくり出しました。</p> <p>また、同和教育についても、「同和教育が心理的差別の解消をめざすものと誤解していましたので、部落問題について市民や子どもに対して誤った教育・啓発を繰り返しました。今後は、部落問題についての人権教育・啓発は、部落問題解決の到達点を踏まえ、『部落問題の科学的認識を育てる教育』に是正します。」</p> <p>学校教育についても『人権尊重の精神を基盤に置いた』『あらゆる差別をなくし、ゆたかな人間関係を築く』等と三田市は誤っていました。憲法と教育基本法に基づいた学校づくりに転換し、豊かな教育条件整備に努めると共に、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊ぶ子どもの育成をめざします。」等と反省と道筋を述べるように変更すべきです。</p>	本市の人権確立へ向けた取り組みが本格化したのは、「婚約破棄結婚差別事件」をきっかけとする部落差別の解消を背景として、実態的差別が生む心理的差別の解消を目指し同和教育の取り組みが本格化したものであり、書き換えする考えはありません。
6		三田市人権を考える会についても、「三田市人権を考える会は、民間の組織ですので、自主財源と自主運営が当然ですので、年間約480万の市からの支出を中止し、人権共生課が事務局を担当することも中止します。」等と展望を示す記述に変更することが重要です。「改定	「三田市人権を考える会」については、その前身である三田市同和教育研究協議会の時から市が事務局を担っています。これまで人権を啓発・推進する市内最大の活動団

		案」の結論も、「三田市の同和行政は、部落問題解消を阻むものでした。今後は、憲法の人権概念と人権規定に基づき、全ての市民の人権確立に転換します。」等と変更すべきです。	体として、様々な組織や団体、個人により構成され、人権の啓発・推進活動を進めてきました。今後においても全市的な取り組みを進めていくことが必要であると考えています。 なお、三田市オンブズパーソン平成27年度活動状況報告書[平成27年4月1日～平成28年3月31日]自己発意第1号調査において、「当該外部団体の業務の全部が三田市と共同して行う業務であり、その三田市の分担している部分が、三田市が行う業務である」と判断されており、三田市が補助金を交付し、事務局業務を行うことが必要であると考えています。
(2) 三田市人権施策基本方針の改定」について			
7	2	<p>「(2) 三田市人権施策基本方針の改定」は、歴史を偽造し、虚偽も含まれていますので、全面的な書き換えが必要です。例えば、人権三法については成立順に記述すべきですし、【総論】の(3)で述べたように、「意識調査」の結果が活かされていません。</p> <p>また、「私たちが暮らしている社会」に関する記述も誇張し、その原因も解決方法も誤っていますので、全面的に変更すべきです。</p> <p>三田市の現状で言えば、【総論】の(3)で述べた結果をもう少し詳細に分析してみます。</p> <p>直近(1～4年)では、「人権が侵害されたと感じた」人は、256名の内141名程度です。単純に平均すれば、1年間では約36名であり、1ヵ月に3名、1週間で多くても1名程度の割合(人口約11万1千人から3千人抽出して)で、「人権が侵害されたと感じた」としていることとなります。三田市では「人権全般」から見ても、「人権侵害」はごく希</p>	本市ではあらゆる差別の解消や人権尊重のまちづくりの推進に向けこれまでの同和・人権教育の取り組みで培ってきた経験や成果、分野別施策を検証し重点施策の取り組み強化を行っています。その具体的な推進方策を明らかにし「人権尊重」を市のすべての施策に位置づけ、市民 事業者等と連携して人権施策の総合的横断的な推進に積極的に取り組むため人権施策基本方針を改定するものです。

		<p>であり、個別に解決でき、「人権共生条例」をつくる必然性（「立法事実」）は全くなかったのです。</p> <p>そして、トピックス的に「差別事象」をあげて、「新たな課題を投げかけています」としてありますが、これも実態でも科学的でもありません。また、その原因と解決方法が全く論じられていません。</p> <p>法務局が毎年度公表している「令和5年における『人権侵害事件』の状況について（概要）」（以下、法務省「概要」）では、人権侵害による新規救済手続開始件数は、コロナ前は約2万件程度でありましたが、2024（令和5）年では、8,962件で4.5割程度に減少しています。比率の多い順に第3位まであげますと、プライバシー関係 17.3%、労働関係 16.6%、学校におけるいじめ 13.2%となっています。こうした人権侵害事件の多くは、自公政権の新自由主義政策による、労働者の流動化による労働条件の切り下げと悪化、暮らし破壊の経済政策や社会福祉施策の解体、貧困な教育条件の政策に起因するものです。憲法の人権規定に従い、その政策を変える必要があります。</p> <p>三田市も同様ですが、人権侵害と言えば、「差別」とする自治体の誤った「人権啓発・教育」が横行していますので、「差別事象」の実態について述べます。法務省「概要」では、「同和問題」を含む「差別待遇事案」は、825件（9.3%）です。「差別」でない人権侵害が圧倒的に多いことが分かります。その内、「同和問題」は、重複あり不確かな、自治体のインターネットモニタリングの件数を除くと、75件（0.8%）です。重複を許しても390件（4.4%）です。法務局の人権擁護機関が個別的に解決出来る件数となっています。分野別の施策で後述するように、三田市も同様に、自治体の人権侵害を「差別」として、とりわけ「差別意識」を強調するのは、住民が憲法で保障された基本的人権を行使することを抑制するためです。むしろこれこそ人権侵害行為です。</p>	<p>ご意見にありますように意識調査の結果を踏まえ、今後取り組みを進めていきたいと考えています。</p>
8	2	<p>「解同」の実態のない誇大主張を鵜呑みにし、自治体が「インターネット上に部落差別が溢れている」としている「人権啓発・教育」も全くの虚偽です。「インターネット上の人権侵害」は多いものの、ここ数年ほぼ横ばいで大きく増えているわけではありません。法務省は、「部落差別解消法」第6条にある「実態に係る調査」を2019年に行いました。その</p>	<p>近年、インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、ネット上での人権侵害が社会で大きな問題となっています。インターネット上に「特定の少数</p>

	<p>「部落差別の実態に係る調査報告書」（以下、「報告書」）を2020年6月に公表していますが、その「報告書」では、「インターネット上の差別情報の特性として、特に識別情報の摘示と特定者に対する誹謗中傷については、…特定の少数のウェブサイト集中している傾向が伺われる」としています。つまり、「特定の少数のウェブサイト」の規制強化をすればよいだけです。事実、これまでの「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（いわゆる「改定プロバイダ責任制限法」）が、2024年通常国会で改正され（公布は5月17日、そして施行は本年度予定）が、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」、さらに簡略して「情プラ法」）となりました。また、既述の法務省「概要」では、行政機関のインターネット・モニタリングより、「識別情報の摘示事案」430件（23.6%）ですが、前年度比較して率としては少し減少しています。特別な事例として、名誉毀損・感情侵害が2件、プライバシー侵害1件、同和地区の摘示1件を挙げています。「同和地区の摘示」というのは、特定の地域を散策しながら、当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載された事例です。これも、公権力の「人権啓発・教育」の誤りによるものか、特定の人物による意図的な行為です。一般的に広げて多くの国民の行為とすることは誤りです。</p> <p>全面的な書き換えの一例として、結論の文章「あらゆる差別の解消や人権尊重…。『人権尊重』を市の全ての施策に位置づけ、市民・事業者等と連携して…」を書き換えます。</p> <p>「憲法の人権概念と人権規定に基づき、三田市は市民の人権を保障し、拡充する施策を充実させ、市民が積極的に憲法の人権規定を行使できるような条件整備を進めます。事業者には、公権力と同様に、人権侵害（例えば、就職面接時における限定13項目に反する質問や行為、労働者に対して長時間労働や違法な残業、パワハラ行為、正規雇用を非正規雇用に変換する等）を行わないように各種法令の遵守を徹底します。</p>	<p>のウェブサイト」であったとしても許せる行為ではありません。このような中、本市ではネット上の人権侵害の特集記事を「人権さんだ」に掲載するなど意識啓発を図るとともに、インターネット・モニタリング事業にも取り組んでおり不適切な書き込みに対し、すみやかにサイト管理者などに削除要請を行っています。こうした状況も本方針の改定に至る背景の中に含まれています。ご意見にもありますように、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されましたので「インターネット上の人権侵害」が少しでも減少していくことに注力を置き、モニタリングや人権啓発を推進してまいりますので、ご理解をお願いします。</p>
--	---	--

【2】第2章 主な人権課題の現状と方向性			
9	4	<p>「主な人権課題」という表現は誤りです。「主でない人権課題」等ありません。どれも重要で、「いくつかの人権課題」とタイトルを先ず変更しなくてはなりません。そして、平等権（それも「差別問題」に矮小化している）関係だけでなく、自由権、社会権、参政権、請求権等からの幾つかの課題を選択して幅広く論じるように全面的に書き直す必要があります。人権規定を人権共生社会推進委員会の委員や三田市の担当部局は、全く憲法を理解していません。先ず、そこから論じるべきです。</p> <p>そして、先ず、「主な人権課題」を「意識調査」結果に従い、市民が人権侵害と感じている順に変更しなくてはなりません。トップにあげている「1. 部落差別」は、【総論】の（3）に記述したように第13位でしたので、「9. その他の人権課題」になります。このように「部落差別」優先の人権行政が、数々の歪みを生み出しています。「意識調査」結果に従い、「改定案」の順番と内容を書き直す必要があります。</p> <p>特に、「主な人権課題」は、文章が個人間の「意識」問題に限定されており、憲法の人権概念を壊していますので、憲法の人権概念と人権規定に従い、全面的な書き直しを要請します。</p> <p>第2章で、主な人権課題の現状と方向性・・・とあるが、主な人権としての表記であるが、人権は誰にでも尊重されるもので、「主にと、付けるのはおかしいのではないかと思います。</p>	<p>主な人権課題の表記については、「様々な人権課題」や「身近な人権課題」などに変更するなど、ご意見を参考に検討します。</p>
10		<p>三田市は、661億円も借金して市民病院を市外に建てるとしています。これは市民としては反対です。ましてや、医療は人権です、市民が等しく医療にかかれる事が大事であって、通えないところに病院を建てるなど、もってのほかです、</p> <p>日本弁護士連合会（日弁連）が「第65回人権擁護大会シンポジウム第1分科会」人権として「医療へのアクセス」の保障というテーマで日弁連が、広島県の府中市と兵庫県三田市の調査を、2023年8月に行われ、日弁連は10月5日長野県ホクト文化ホールで、調査した2市の基調報告を発表しました。</p> <p>なぜ、三田市に日弁連が来たか、それは統合によって医療にかかれる機会が失われること、医療へのアクセス権が奪われるのではと、調査に入りました。調査の対象として→・済生会</p>	<p>参考意見として承ります。</p>

		<p>兵庫県病院・済生会兵庫県病院の存続と充実を求める会・三田市民病院・三田市民病院をまとめる会の4か所を調査に来ましたが、三田市民病院のみが、調査を拒否しました。拒否した理由は、ホームページを見てくれ…と。</p> <p>日弁連にこのような調査を拒否したケースは他にはあるかと聞きましたら、まれにあると聞きましたが、人権擁護のためにその先頭に立って頑張っている弁護士が10人も調査に来られているのに、三田市はこれを無視しました、このような三田市が人権擁護と胸を張って言えるのか・・・大変不思議なことです。</p> <p>是非、三田市人権共生推進課において2023年10月5日に行われた、人権擁護シンポジウムの冊子を取り寄せ参考にして下さい。</p>	
01【部落差別】			
11	4	<p>「(1) 現状と課題」について、次のような項目が誤っており、全面的な書き換えが必要です。</p> <p>①「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「新法」)の解説内容が誤っていますので、全面的な書き換えが必要です。</p> <p>「部落差別の解消」を「国民一人一人の理解を深める」でなく、「新法」は、国や自治体が部落差別の解消に関する施策を行う時に、「必要性に対する国民一人一人の理解を深めるように努める」ことを国や自治体に求めているのです。三田市の解説は自治体の責任を放棄し、市民に責任を転嫁しているので誤りです。三田市が行っている「人権啓発・教育」や「解放学級」は時代錯誤であり、市民の理解が得られないので中止せよと要請しているのです。このことは、「新法」に対する衆参の法務委員会の附帯決議にも書かれています。三田市の誤りは、衆参の法務委員会の附帯決議を無視していることから来る誤りです。また、「新法」自体にも、「部落差別の存在する」事例は全くあげられていないし、「解消法」と謳いながら、どうすれば「部落差別が解消するのか」も謳っていない等の欠陥法でもあります。</p>	<p>「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別の解消を三田市の重要課題として位置づけ、差別の現実がある限りその解決への取り組みを進めるという基本姿勢のもと、行政が主体性をもって差別解消への取り組みを進めていきます。</p> <p>なお、解放学級は、差別を見抜き、差別に負けない、差別を許さない力をつけるため、現在も残る部落差別をはじめとする様々な人権課題について共に学び合う場であり今後も継続して取り組みを進めていきます。</p>
12	4	<p>「教科書無償配布制度」「統一応募用紙」「戸籍の公開制限」等の歴史が誤っていますので、全面的な書き換えが必要です。</p>	<p>ご意見として承りますが、書き換えする考えはありません。</p>

		<p>これらは、憲法と教育基本法の具体化の民主運動の一環として、取り組まれた運動の中で勝ち取られたものです。部落解放運動だけの成果ではありませんので書き直しが必要です。</p>	
13	4	<p>三田市の「同和行政」の歴史が誤っていますので、全面的な書き換えが必要です。</p> <p>【1】の(2)で述べたように、三田市の同和行政は、「解同」迎合で、主体性がなく、不公正・乱脈であったので、部落問題解決の障害になってきました。「意識調査」結果からしても、三田市の人権・同和行政は市民から全く信用されていないことが分かります。全面的な書き換えが必要です。</p>	<p>ご意見として承りますが、書き換えする考えはありません。</p>
14	4	<p>部落差別の現状認識と解決の道筋が誤っていますので、全面的な書き換えが必要です。</p> <p>全国的な事例を「結婚や交際に関しての差別事象」と「被差別部落(同和地区)を避けるという差別意識」の2つをあげていますが、根拠がありません。それは、「解同」やそれに同調する「意識研究者」等が流布する虚偽や誇張です。又、「意識」は実態でなく、差別ではありません。ここの2つは、いずれも「同和地区」が存在するという誤った認識に起因しています。法務省「概要」の「差別待遇事案」でも、特別な事例として掲載されている一つの事例は、「近隣住民から、自身を同和地区出身者と指摘する等の同和問題に関する差別的な発言を受けた事例」のみです。ごく希にこのような遅れた人がいる原因は、三田市も同様ですが、国や自治体の「人権啓発・教育」において、2002年に「同和特別法」が終結し「同和地区」「被差別部落」や「同和地区住民」・「同和地区出身者」「同和関係者」などは存在していないことを広報していないからです。それどころか、三田市も同様ですが、幾つかの自治体では、人権に関する「意識調査」において、同和地区が存在することを前提にした設問を設けて、市民に「同和地区」が未だ続いていることを流布しており、まさに人権侵害行為を「人権啓発・教育」の名で行っているのです。まさに「マッチポンプ」と言われる所以です。又、「三田市内でも差別落書きが発見されることもあり、差別がなくなっていない現状があります。」という文章も、全くデタラメです。三田市で「差別落書き」が発見されても市民の行為であると断定できませんし、全国の「差別落書き」の犯人は、「解同」同盟員やそれへの同調者の事例も多数あります。不確かなものを市民全体の「意識」まで広げることは</p>	<p>ご意見として承りますが、書き換えする考えはありません。</p>

		<p>行政能力が疑われます。また、「部落問題解決はどういう実態になる」ことが全く分かっていません。そのために、次のように書き換えます。</p> <p>法務省「概要」や公権力による「意識調査」の結果をみますと、国民の間では、ほぼ部落差別はありません。しかし、ごく希に「同和地区」や「同和地区出身者」に関する発言をする人がいますが、2002年に「同和特別法」が終結し、「同和地区」や「同和地区出身者」は存在しないことを、国や自治体等が重点的に広報します。自治体の「意識調査」において設問の中で、「同和地区」や「同和地区出身者」に関する設問は誤りで、部落問題解決の障害になってきました。そして、部落問題解決の道筋をしっかりと行政の担当者が認識します。</p>	
15	4	<p>インターネット問題の現状認識と解決の方法が誤っていますので、全面的な書き換えが必要です。【1】の(2)で既述しました。それに基づき全面的な書き換えが必要です。又、部落問題の解決の道筋も誤っています。</p>	<p>ご意見として承りますが、書き換えする考えはありません。</p>
16	4	<p>「三田市人権を考える会」の位置づけと啓発内容が誤っていますので、全面的な書き換えが必要です。</p> <p>これも【1】の(2)で既述し、全面的な書き換えも行いました。さらに、「三田市人権を考える会と学校・地域・行政が一体となって…教育・啓発活動に取り組んでいます。」は、「意識調査」結果においても、三田市人権を考える会「三田幸せプロジェクト」には、84.4%が参加していないし、「理解が深まった」は僅か3.9%であり、「人権と共生社会を考える市民のつどい」には、84.9%が参加していないし、「理解が深まった」は僅か3.3%です。三田市の「人権啓発・教育」に市民が拒否感を示し、内容も市民の「差別意識」を問題にするばかりで、解決の展望が語られていないからです。</p>	<p>「三田市人権を考える会」は、部落問題をはじめとするあらゆる差別について正しく理解し、差別解消に積極的な意欲を持つ人の育成を目的として人権啓発に取り組んでいます。ご意見として承りますが、書き換えする考えはありません。</p>
17	4	<p>「解放学級」の位置づけや内容が誤っていますので、全面的な書き換えが必要です。</p> <p>書き換えの一例を示します。</p> <p>法的な根拠も裏付けのないまま、市の単独予算(約220万円)で「解放学級」を実施していますが、特定の地域を指定していますので、市民に同和地区に対する偏見等を与え、部落問題解決の障害をつくり出しています。「講師謝金」「タクシーでの生徒送迎費用」等税金</p>	<p>解放学級は、差別を見抜き、差別に負けない、差別を許さない力をつけるため、現在も残る部落差別をはじめとする様々な人権</p>

		の使い方が誤っています。内容にも誤った歴史認識やありもしない「同和地区出身」の自覚を強制するものもあり、生徒の成長にとっても有害です。早急に廃止に向けて検討します。	課題について共に学び合う場であり、今後も継続して取り組みを進めていきます。
18	5	<p>「(2) 今後の方向性」についても、次のような項目が誤っており、全面的な書き換えが必要です。</p> <p>書き換えの一例を示します。</p> <p>法務省「概要」や「新法」第6条に基づいて法務省が2019年に行った4分野の調査結果を見ても、国民の間では、ほぼ、部落差別に関する問題はありませぬ。希に起こる一部の遅れた認識についても相互批判で解決されています。特定の意図的な部落差別に関する問題は、インターネットの問題を含め、法的規制で対応すれば解決できます。そのような視点に立って、「部落差別を重要な課題」「部落差別を人権問題の重要な柱」としてきた三田市の人権行政を反省・改善し、今後は憲法の人権概念と人権規定の実現に取り組みます。</p>	ご意見として承りますが、書き換える考へはありません。
02【女性】			
19	6	<p>「(1) 現状と課題」については、世界的な状況や背景の部分個々の問題に矮小化しているため、部分的な書き直しが必要です。つまり、女性差別撤廃条約議定書の批准等の現状、ジェンダー平等が遅れている背景に、財界・大企業による、女性は安上がりの労働力、男性は長時間労働等ジェンダー格差を温存する経営形態に対する法的規制、戦前の日本と明治憲法下の家父長制を肯定する自公政権の政策や法律の是正等を指摘する必要があります。</p> <p>「(2) 今後の方向性」について、5項目をあげているが、広報・啓発活動でなく、システムとしてジェンダー平等の実現を図る取り組みの視点が必要です。例えば、2項目の「職業意識」「職種間格差」だけでなく、「意識調査」結果（選択肢に社会システムの問題が少ないという問題もあるが）から、「昇給・昇進など、職場で男女の処遇に違いがあるのは問題だ」86.4%、「男性も積極的に育児休業をとるべきだ」83.5%を踏まえ、三田市の企業等で、これらを是正する制度を三田市自体と企業に要請する必要があります。</p> <p>4項目の「予防教育」でなく、三田市としても、「女性に対する暴力」が生まれぬように社会福祉政策の充実と5項目の「健康で安心して暮らせる社会」実現に向けて自公政権に様々</p>	法の不備に言及する内容を方針に記載する予定はありませんが、「男女共同参画社会基本法」の理念や三田市男女共同参画計画に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。ご意見は、参考とさせていただきます。

		な要請をする必要があります。そして5項目の「部落差別」は、既述のような部落問題解決の実態ですので削除すべきです。	
03【外国人】			
20	8	<p>「(1) 現状と課題」については、国際的にも大きな人権侵害とされている入管法の問題点や入管施設での人権侵害についての言及が必要です。又、三田市の遅れた取り組みの是正も記述されているので、手直しは一部のみ必要です。つまり、「人権尊重の精神を基盤」「尊重し合う共生の精神」でなく、憲法14条「法の下での平等」を基盤にし、それを実現する施策を三田市が実施するとします。また、ことさら、「多文化共生社会を築く必要」と言わなくても、次項のように、三田市民は、外国籍の人々に確かな人権認識を持っています。</p> <p>「(2) 今後の方向性」については、既述のように国際的な批判に応えるように国に是正を促す取り組みの記述が必要です。「意識調査」結果、「外国籍の人の国の歴史や文化を尊重すべきだ」97.9%、「外国籍の人が差別的な言葉や行動を受けることは許せない」86.6%、を踏まえて、三田市では、「諸権利向上」「文化や価値観を認め合い、尊重し合う共生の精神を育み」「多文化共生社会」等の記述は不要です。それよりも、「今後の方向性」の4点は、憲法14条「法の下での平等」を基盤にし、国や三田市は、外国人にも、日本人と同様な権利保障を制度的にも保障すべきであることを全面に取り上げるように変更すべきです。</p>	ご意見にありますように、外国人にも、日本人と同様にすべての分野での平等の実現を目指していくものと考えております。その他のご意見は、参考とさせていただきます。
21	9	<p>(2) 今後の方向性 以下追加</p> <p>●外国人市民が在住、在勤等するうえでの困りごと等の意見を伺う機会「三田市外国人市民会議」を年2回程度開催し、課題改善や施策反映に努めます。あわせて、外国人住民が関係する部署の連携を強化するために庁内連絡会議を年に1回実施します。</p> <p>【この意見を提出する背景と他市の現状】</p> <p>三田市は平成21年に多文化共生基本方針を策定され、外国人住民に対して様々な施策を実施されています。しかし、その施策が果たして外国人住民に取り充実しているか、また、困っている実際の声というのを聴く機会が今までなされていないと思います。いわゆる各委員会や審議会の委員になられている以外の外国人住民から直接、話を聞く機会がないのが現状</p>	本市では、多文化共生社会の実現に向けた施策を効果的に推進するため、「三田市人権のまちづくり推進本部」を全庁的な協議・調整・決定組織と位置づけ、外国人市民の意識や実態を的確に把握するとともに庁内における連携・調整の場として機能の充実を図っています。今後、様々な機会を利用して、外国人市民の声を聞き、更なる施策の充実に向けてまいります。

		<p>ではないでしょうか。加えて、外国人住民が増加する中、市役所の様々な部署に外国人住民が来庁し、暮らしの中の困りごとを相談するケースや制度を利用する等していますが、担当課と他の部署が連携していないように感じることもあり、庁内連絡会議というものを実施することで横の連携を強化できるのではないかと思います。ちなみに丹波篠山市では、庁内連絡会議は平成22年（2011年）から毎年実施されています。外国人市民会議は、令和5年（2023年）からされています。また加西市においてもタウンミーティングというのを実施され加西市長や関連部署の職員さんが、直接、外国人住民の方との対話の場を設けられています。</p>	
04【障害のある人】			
22	10	<p>「(1) 現状と課題」については、「意識調査」結果、「障害のある人をじろじろみたり、避けたりすることは望ましくない」92.8%である現状からすれば、「他人事意識が強く」「『かわいそうな存在』『してあげる存在』として見る意識や偏見、差別意識が見受けられます」の記述は、全面的な書き換えが必要です。</p> <p>そして、「『障害のある人を排除する』意識がある」のは、公権力（国や自治体等）や企業などの社会的権力であり、国民や市民ではありません。ここも全面的な書き換えが必要です。</p>	<p>ご意見として承りますが、書き換える考えはありません。</p>
23	10	<p>三田市での「障害者虐待事案」についての記述も誤っていますので全面的な書き換えが必要です。この事案は、「地域社会の無理解」「社会全体が正しく理解し、必要な配慮」等の問題ではないのです。つまり、障害をもった長男を20数年にわたり自宅の檻に閉じこめていた事件が2018年4月から「障害者監禁事件」として全国的なニュースになりました。家族は障害をもった長男について20数年前に三田市に何回も相談、5年ほど前（2013年頃）にも親族が三田市社会福祉協議会に相談していましたが、三田市は2018年1月の事件発覚まで、全く支援措置を取っていませんでした。つまり、三田市の人権行政が同和（部落）間に偏向しているのが原因です。この「改定案」がその典型です。又、「意識調査」結果、「身近に住む障害のある人が虐待を受けている疑いがあると感じたら通報することが望ましい」96%で、市民の認識が人権共生社会推進委員会の委員や三田市の担当部局職員より高いこととなります。</p>	<p>ご意見として承りますが、書き換える考えはありません。</p>

		最後の「ノーマライゼーション」についても誤りです。ノーマライゼーション運動は、障害があっても普通に社会生活を営む権利を求める運動であって、日本で言えば、憲法に基づく施策を実施させる民主社会を実現するもので、「共生社会」を求めるものではありません。	
24	11	「(2) 今後の方向性」の書き出しの「共生社会」論は誤りで、既述の趣旨に沿って全面的な書き換えが必要です。そして、具体的にあげられている4点も全面的な書き直しが必要です。「意識調査」結果でも、「普段の生活の中で、合理的配慮が進められていると感じる」56.4%と低いように、障害者が三田市で社会生活を送ることが困難であることが分かりますので、障害者の権利を保障する三田市の行政施策を充実するような提起に全面的に書き直す必要があります。	ご意見にありますように意識調査の結果を踏まえ、今後取り組みを進めていきたいと考えています。 なお、ご意見として承りますが、書き換えする考えはありません。
05【高齢者】			
25	12	「(1) 現状と課題」については、高齢者に対する人権問題を個人間の問題に矮小化する記述ばかりです。 これについても全面的な書き直しが必要です。「日本高齢者人権宣言」も参考にして、「自助・共助・公助」とする自公政権の人権無視の政策を批判し、憲法の人権規定に従い「未来に輝きのある高齢者社会をめざす」内容に書き直す必要があります。その際、高齢者の人権保障のために、高齢者に保障される人権と公権力（国・自治体等）や企業等の社会的権力の責任の論点を重点的に記述します。	ご意見として承りますが、書き換えする考えはありません。
26	13	「(2) 今後の方向性」については、「改定案」の前文は、既述のように、高齢者の人権を踏みにじる自公政権の論理と同じです。全面的な書き換えが必要です。5つの政策も、「意識調査」結果、「高齢者に対する公的な（経済的）保障は十分だと思う」40.2%と低く、「高齢者が能力を発揮できるように就労や社会活動の機会を増やすべきだ」90%に従い、三田市の高齢者施策を充実するような提言に全面的に変更する必要があります。「日本高齢者人権宣言」の「高齢者に保障される人権」の10項目には、「高齢者は、尊厳を保持し、自律的で独立した生活をおくるため、年金、医療、介護、社会福祉サービス、生活保護などを含む必要な社会保障を受ける権利を有します。社会保障の権利は、費用の心配なく…」とあります。それに沿った三田市の行政施策を述べるように全面的な書き換えが必要です。	ご意見にありますように意識調査の結果を踏まえ、今後取り組みを進めていきたいと考えています。 なお、ご意見として承りますが、書き換えする考えはありません。

06【子ども】			
27	14	「(1) 現状と課題」については、「経済的困窮」「貧困問題」の原因や背景が欠如していません。自公政権の新自由主義に基づく政策の誤りとそれに追随する三田市の行政施策の転換を記述し、部分的な変更が必要です。	ご意見は参考にさせていただきます。
28	15	「(2) 今後の方向性」については、「こども基本法」でなく、「子ども権利条約」に基づく「こどもまんなか社会」でなく、「民主社会」の実現をめざすように変更します。5つの項目は、「教育・啓発」「意識醸成」「支援」でなく、行政保障の問題であり、豊かな行政施策の実現に全面的に変更することが必要です。「改定案」には、4原則しか記述されていないが、4つの権利「生きる権利」「守られる権利」「参加する権利」「育つ権利」に沿う行政施策が求められているからです。また、「意識調査」結果、「大人はもっと子どもの意見に耳を傾けるべきだ」90.9%で、市民の認識が高いことからして「教育・啓発」「意識醸成」は不必要であるからです。	全ての子どもが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、方針もその視点で記述しております。ご意見は、参考とさせていただきます
07【性的マイノリティ】			
29	16	「(1) 現状と課題」については、「差別や偏見」を生み出している国の法的制度の不備や法律の改正の指摘がありません。「社会生活で医療や社会保障における格差も存在しています。」等の他人事のような記述でなく、法的制度の整備や法律の改正が出来るまで、三田市独自で実施する施策を記述するように全面的に変更すべきです。三田市独自で実施する施策の進捗を状況を踏まえ、市民に広報や啓発を行うように変更すべきです。「意識調査」結果、「同性愛については、受け入れたいと思う」73.8%、「同性婚を認めて良いと思う」77.6%、「職場に同性愛者の同僚・上司がいても問題ないと思う」83.1%と、多くの市民は、理解しています。「差別や偏見」「周囲の理解を促進し差別を許さない社会にするため」等の記述は不要です。	法的拘束力はないものの、「三田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」により三田市で自分らしくくらししていくことができるように支援をしているところです。法の不備に言及する内容を方針に記載する予定はありませんが、生活、医療、社会保障等すべての分野での平等の実現を目指していくものと考えており、ご意見にありますように意識調査の結果を踏まえ、今後取り組みを進めていきたいと考えています。
30	17	「(2) 今後の方向性」については、「差別や偏見」「多様性が理解される取り組み」「支援者の増加」等でなく、既述のように、三田市独自で実施する施策を策定し、推進する記述に全	ご意見は参考にさせていただきます。

		面的に変更すべきです。「多目的トイレの表示」「公文書等の性別表記の見直し」等単純な施策だけでなく、生活、医療、社会保障等すべての分野で、平等な施策を推進するように、変更しなくてはなりません。	
08【犯罪被害者等】			
31	18	「(1) 現状と課題」については、情勢については不十分ながら一定程度是認しますが、国や三田市が取り組んでいる内容を追加する必要があります。しかし、市民一般に責任を転化する記述は削除すべきです。「意識調査」結果、「犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心目で見てしまうことは好ましくない」92.3%、「犯罪被害者の方やその家族への過剰な取材や報道は制限すべきだ」95.1%から分かるように市民の認識は高いからです。	ご意見は参考にさせていただきます。
32	19	「(2) 今後の方向性」についても、三田市が実施すべきことは、「啓発活動」「資質の向上」でなく、「意識調査」結果、「犯罪被害者に対する公的な(経済的)保障は十分だと思う」23.2%、「犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う」69.1%を踏まえ、公的な保障や法的支援・医療支援を充実する施策を具体的に記述するように全面的に変更することが必要です。	ご意見にありますように意識調査の結果を踏まえ、今後取り組みを進めていきたいと考えています。なお、ご意見として承りますが、書き換える考えはありません。
09【その他の人権課題】			
33	20	【2】の最初に述べたことが(No.14のこと)、ここの前文の誤りに端的に示されています。つまり、三田市人権施策基本方針なのに、「国の人権教育・啓発に関する基本計画」を基にしています。こんな誤りに気がついていない人権共生社会推進委員会の委員や三田市の担当部局に、三田市人権施策を論じる資格はありません。又、既述の「意識調査」結果からすれば、は、「その他の人権課題」の項目でなく、それぞれ単独に、「1.」「2.」にあげなくてはなりません。	ご意見のとおり、方針の分野については、「国の人権教育・啓発に関する基本計画」を基にしています。今回は既存の方針についての改定であり、その単独の分野の選定は、原則従前を引継いでおります。そのため【ハラスメント】【インターネットによる人権侵害】は、「9 その他の人権課題」として記載をしているところです。
34	20	【インターネットによる人権侵害】 「匿名性」は誤りで、すべて判明します。個人の名誉やプライバシーだけでなく、兵庫知事選挙に見られる虚偽・誹謗中傷が問題です。「情報リテラシー」のための教育・啓発より、	令和7年4月1日に「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、誹謗中傷などで権利を侵害された本人からの削除の申し

		<p>ビジネスとして虚偽・誹謗中傷を行う業者を取り締まる法規制が必要です。全面的な書き直しが必要です。一例として、次のように書き換えます。</p> <p>インターネットによる人権侵害をなくするためには、『アテンションエコノミー』と呼ばれる収益構造やビジネスモデルを規制するために、プラットフォーム管理者にフェイクを防止する責任と虚偽・誹謗中傷の拡散に厳しい罰則を設けることが必要です。三田市は、その実現に向けて各方面に要請していきます。</p> <p>また、インターネットの有用性についても市民に広報します。</p>	<p>出に対し、事業者が7日以内に対応を判断して通知することを義務づけられ、法により一歩進んだと考えているところです。今後もインターネットによる人権侵害については、いただいたご意見を参考に、施策に生かせるよう研究してまいります。</p>
35	20	<p>【ハラスメント】</p> <p>三田市の取り組みとして「幅広い啓発」だけが記述されているが、これでは行政の責任を果たせません。ここでも、憲法の人権概念について全く無知ですので、このような記述になるのです。「意識調査」結果を踏まえ、「職場でのいじめ、暴力、パワーハラスメントなど」「セクシュアル・ハラスメント」等がないように企業等への行政指導を強化するような記述に全面的に変更しなくてはなりません。</p>	<p>「パワーハラスメント」や「セクシュアル・ハラスメント」は、法により防止措置を講じることとなっております。また、ハラスメントは多くの種類があり、今後も研究していく必要があると考えます。いただいたご意見を参考に、施策に生かせるよう研究してまいります。</p>
36	20	<p>【災害時の人権】</p> <p>ここも全く的外れな記述ですので、全面的に変更しなくてはなりません。行政がすべきことは、第一義的な問題は、被災者への生活と生業への保障です。そして、避難所での生活が災害前のような生活に近いような設備と環境をつくることです。「適切な災害への備えや被災者支援」のような記述では、全く何をするのか不明です。「偏見や差別、誹謗中傷、…」が起きないような環境整備をすることが行政の役割です。</p>	<p>災害時においては、ご意見にある「被災者への生活と生業への保障」に全力で取り組むこととなりますが、加えて避難所におけるプライバシー確保や、被災者の多様なニーズへの対応と配慮が重要と考えております。いただいたご意見を参考に、施策に生かせるよう研究してまいります。</p>
37	21	<p>【H I V感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等】</p> <p>「偏見・差別」等個人間の問題だけの記述ですので、ここでも全面的に書き換えなくてはなりません。「偏見・差別」が起きないような医療体制・保健所体制の充実を図ることが行政の役割です。ここでも憲法の人権概念と人権規定（第25条「生活権」保障）に反していません。三田市は、市民の命と健康を侵害するような施策、例えば、三田市民病院の統廃合も強</p>	<p>感染症等の患者・回復者等が偏見や差別で苦しむことがないように、感染症に対する正しい認識と理解を深めていく必要があり、啓発などの充実を図ってまいります。</p>

		<p>行しようとしており、医療体制・保健所体制を崩壊させるばかりでなく、膨大な赤字を抱えることになり、市民の生活をより困難に陥れようとしています。そのことを中止するような記述が必要です。</p>	
38	21	<p>【刑を終えて出所した人】</p> <p>ここでも憲法の人権概念を無視する記述になっていますので、全面的に変更しなくてはなりません。つまり、「就職差別や住居の確保が困難なことなど人権問題が発生しています」「職場、地域社会の理解を深めていく」でなく、三田市として、就職差別しないように企業への行政指導を強めるとか、住居が確保できるような施策を行うことが必要で、「理解」の問題ではありません。</p>	<p>刑を終えて出所した人への認識と理解を深めていく必要があり、啓発などの充実を図ってまいります。いただいたご意見を参考に、施策に生かせるよう研究してまいります。</p>
39	21	<p>【北朝鮮当局によって拉致された被害者等】</p> <p>ここも「関心と認識を深めていく」にとどまっており、これでは、この解決にはなりません。アメリカと一体となり軍備増強を進め、北朝鮮に脅威を与える施策でなく、憲法の平和原則に従い、外交で解決をするような記述に書きかえることが重要です。</p>	<p>北朝鮮当局によって拉致された被害者等への認識と理解を深めていく必要があり、啓発などの充実を図ってまいります。いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
40	22	<p>【アイヌの人々】</p> <p>ここでも「偏見や差別」の原因である日本の同化政策の誤りを指摘する中で、アイヌの人々の人権を保障する施策を提起するような記述に変更することが重要です。「文化」の継承だけの問題でなく、生活と社会保障の問題であることが重要であるという記述に変更する必要があります。ましてや、「理解と認識を深めていく」では解決できない課題です。</p>	<p>アイヌの人々の認識と理解を深めていく必要があり、啓発などの充実を図ってまいります。いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>